令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

（女性活躍推進法第２１条）

令和８年１１月６日

特定事業主名：宮城県教育委員会

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	９５．７％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	１１０．０％
全職員	９６．９％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	９７．６％
本庁課長相当職	９８．２％
本庁課長補佐相当職	９３．７％
本庁係長相当職	９２．３％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	１００．８％
３１～３５年	９５．３％
２６～３０年	９５．１％
２１～２５年	９２．３％
１６～２０年	９３．１％
１１～１５年	９３．５％
６～１０年	９５．３％
１～５年	９９．７％

【説明欄】

・扶養手当や単身赴任手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 81.0%、単身赴任手当の受給者に占める男性の割合は 89.6%となっている。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。